

「暴風警報」発表時における 幼児児童生徒の登下校について

以下の地域に「暴風警報」が発表された場合、幼児児童生徒の登下校についての対応は下記のとおりです。

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、
西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
上記いずれかの市町

- 1 午前6時00分までに警報が解除された場合、平常授業を行います。
- 2 以下の時間帯に警報が解除された場合、解除された時刻から概ね2時間後から授業を開始します。

幼稚部・小学部	午前6時00分から午前 9時00分まで
中学部・高等部	午前6時00分から午前11時00分まで

- 3 以下の時刻を過ぎた時点で警報発表中の場合、休校とします。
御家庭で安全に注意してお過ごしください。

幼稚部・小学部	午前 9時を過ぎた時点
中学部・高等部	午前11時を過ぎた時点

◆警報解除時刻による登校時刻

警報解除時刻	→ 6時	→ 9時	→ 11時	11時以降
幼稚部・小学部	平常授業	概ね2時間後	休校	休校
中学部・高等部		から授業開始 (開始時刻はメール配信)		

※ 上記1、2の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校を控えてください。

※ 上記2、3の場合、メール配信にてお知らせします。

4 登校後に暴風警報が発表された場合

- (1) 発表時における気象状況等により判断して、全幼児児童生徒が安全に帰宅できると認められた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させます。
- (2) 学校から遠隔に居住する幼児児童生徒の帰宅が困難と認めるか、通学路の通行が危険と認められる場合には、該当幼児児童生徒の安全を校内において確保します。

5 暴風警報以外の警報（大雨警報、洪水警報、大雪警報等）が発表された場合

原則として授業を実施しますが、登校が危険あるいは困難と思われる場合は、登校を控えてください。

また、交通機関及び通学路の状況を判断し、休業や授業の中止を決めることがあります。その場合はメール配信にてお知らせします。

※ 寄宿舎生の登下校についても同様の対応をします。